

# 地上タンク等を設置する給油取扱所に係る検討 (過疎地域の燃料供給インフラの維持に係る各方策)

## 背景等

### 背景

- 地上にあるため設置・更新の負担が少ない
- 従来の簡易タンクより多量の燃料を貯蔵可能

### 課題

- 地上設置に伴う車両衝突やいたずら等のリスク
- 火災・流出事故時における被害の拡大
- 自然災害の影響を受けやすい

## 検討の視点

- 設置する場所の条件
- 施設内の安全対策
- 維持管理・点検 等



地上タンクの例

※令和元年度の資源エネルギー庁  
モデル事業(左図、長野県下伊那  
郡売木村)は、先行事例として  
参考にした

## 検討方法

- 流出防止・対策、火災予防・延焼  
防止等の観点からリスク評価

## 安全対策の技術的検討

- タンク地上化に伴う事故時や自然災害時のリスクについて、タンク本体や給油取扱所の構造・設備により低減するとともに、立地等(下記)で補完することを前提に認めることが適当

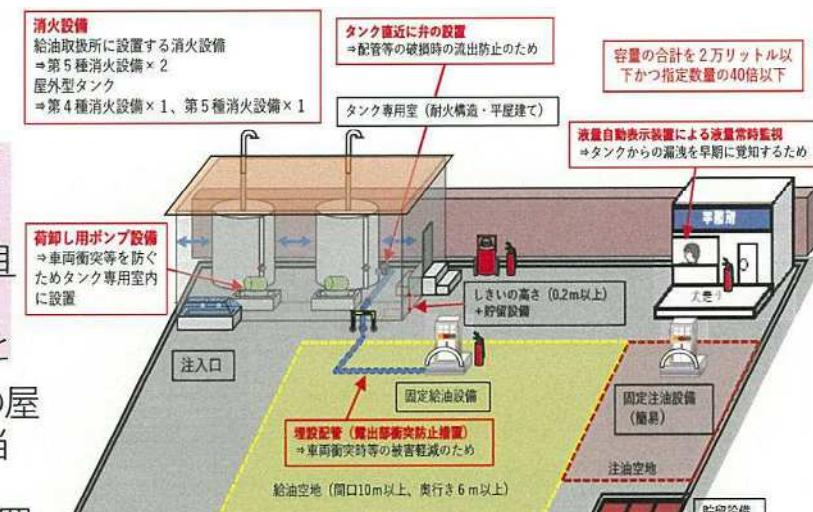
- ・過疎地であり、資源エネルギー庁が進める「SS過疎地対策計画」により住民合意があること
- ・ハザードマップで示された災害を避ける、又は想定される自然災害への対策がなされた場所への設置
- ・建築基準法令で定める用途地域毎の設置基準に留意すること

- タンク本体や給油取扱所の構造・設備について、政令第12条第1項の屋内タンク貯蔵所の基準をベースに、必要な事項を追加することが適当(追加する事項の例)

- ・放爆構造、埋設配管、流出防止対策、漏洩検知装置、自動車衝突防止装置
- ・容量はSS過疎地対策計画で合意形成された最低限の量まで

- 個別の地域におけるタンク地上化のニーズについては、上記の対策を基に、政令第23条の特例適用により対応することが可能(cf. 売木村の先行事例)

- なお、簡易タンクについては、地域の実情に応じて油種を柔軟に取り扱うこととして差し支えないと考えられるが、現行の容量を超えるものは上記の地上タンクによることが適当



<地上タンク設置型給油取扱所のイメージ>

## 今後について

- 過疎地におけるタンク地上化のニーズの広がり、ソフト面(危険物保安監督者として適格な人材の確保等)を含めた対応の必要性等を引き続き注視し、必要に応じ法令等の手当てを検討

# 移動タンク貯蔵所と可搬式給油設備を接続した給油取扱所に係る検討 (過疎地域の燃料供給インフラの維持に係る各方策)

## 背景等

### 背景

- 維持管理が比較的容易
- 燃料需要が広範囲・低密度の地域において活用しやすい

### 課題

- 移動タンク貯蔵所への車両衝突等のリスク
- 火災・流出事故時における被害の拡大



## 検討の視点

- 地上タンクと同じ
- 設置する場所の条件
- 施設内の安全対策
- 維持管理・点検 等



移動タンク貯蔵所と可搬式給油設備を接続した例

※ 平成30年度の資源エネルギー庁モデル事業(右図、静岡県浜松市天竜区)は、先行事例として参考にした

## 検討方法

- 災害時の運用をベースに平時利用の観点を追加

## 安全対策の技術的検討

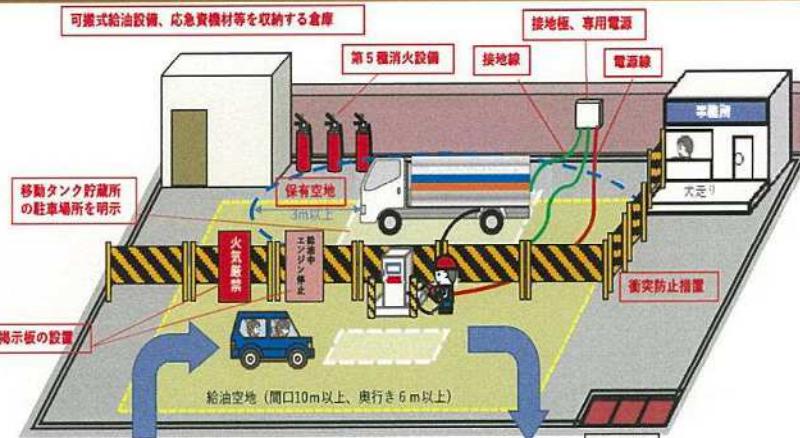
- タンク地上化に伴う事故時や自然災害時のリスクについて、タンク本体や給油取扱所の構造・設備により低減するとともに、立地等(下記)で補完することを前提に認めることが適当。

- ・過疎地であり、資源エネルギー庁が進める「SS過疎地対策計画」により住民合意があること
- ・ハザードマップで示された災害を避ける、又は想定される自然災害への対策がなされた場所への設置
- ・建築基準法令で定める用途地域毎の設置基準に留意すること

- 運用する際は、平成30年12月18日消防危第226号をベースに、必要な事項を追加することが適当

### (追加する事項の例)

- ・給油空地の外側に接地極及び専用電源を設置
- ・使用後、ホース等に残存した危険物の回収手順
- ・給油設備と移動タンク貯蔵所の注入ホースとの緊結等
- ・移動タンク貯蔵所への衝突防止措置



<移動タンク貯蔵所と可搬式給油設備を接続した給油取扱所のイメージ>

- 基本的には、営業を廃止した給油取扱所の跡地を活用することが適当
- 施設内外における安全確保に必要な措置は各地域で事前に検証が必要



## 今後について

- 個別の地域におけるタンク地上化のニーズについては、上記の対策を基に、政令第23条の特例適用により対応することが可能 (cf.浜松市の先行事例)
- 事前検証にあたっては、移動タンク貯蔵所や油槽所を含めた燃料供給体制についても地域で検討しておくことが重要
- 過疎地におけるタンク地上化のニーズの広がり、ソフト面(危険物保安監督者として適格な人材の確保等)を含めた対応の必要性等を引き続き注視し、必要に応じ法令等の手当てを検討